

被扶養者の認定手続きについて(退職の場合)

- [条件] * 被保険者が主たる生計維持者であり、生計を共にしていること
 * 無職あるいは、年収が130万円未満であること(60歳以上は180万円未満)
 * 失業給付・出産手当金・傷病手当金の受給期間中でないこと

[手続] 手続・提出書類については以下のとおりです。
 ただし別居されている場合は、必要書類が追加となりますのでご連絡下さい。

健康保険組合	被保険者(ご本人)
<p>(被扶養者認定手続き) 扶養認定後、被保険者証配布</p>	<p>(被扶養者認定の申請)</p> <ol style="list-style-type: none"> 被扶養者異動届、扶養理由書(16歳以上の場合) 退職証明書または、健康保険資格喪失証明書 国民年金第3号該当届(20歳以上60歳未満の配偶者の場合) 1~3をご提出下さい <p>失業給付を受給される方 (ハローワークにて失業給付受給申請) 離職票1,2の原本を提出 雇用保険受給資格者証の交付</p> <p><u>(健康保険組合へ雇用保険受給資格者証をご提出ください)</u> 雇用保険受給資格者証の第1面・第3面の写しをご送付下さい</p>
<p>失業給付の給付制限期間(待機期間¹)は扶養家族として認定します</p>	
<p>(被扶養者削除手続き)</p>	<p>(失業給付受給開始時に被扶養者削除の申請) 日額3,612円以上の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 被扶養者異動届、雇用保険受給資格者証(第1面・第3面写し) 国民年金第3号非該当届(20歳以上60歳未満の配偶者の場合) 被保険者証 1~3をご提出下さい
<p>失業給付の受給期間中は扶養家族より削除 国民健康保険へ加入</p>	
<p>(被扶養者再認定手続き) 扶養再認定後、被保険者証配布</p>	<p>(失業給付受給終了時に被扶養者再認定の申請)</p> <ol style="list-style-type: none"> 被扶養者異動届、扶養理由書(16歳以上の場合) 雇用保険受給資格者証(第1面・第3面写し) 支給終了または、期間満了間近と印字されているもの 国民年金第3号該当届(20歳以上60歳未満の配偶者の場合) 1~3をご提出下さい

- 失業給付の待機期間は、退職理由により異なります。ご注意ください。(自己都合の場合:一般的には3ヶ月余)
- 失業給付の基本手当日額が3,612円(60歳未満の場合)を超えない場合は、扶養に入り続けることができます。
退職後、国民健康保険に加入し、失業給付受給終了後に扶養認定する場合には (被扶養者再認定手続き)を参照下さい。

[お問合せ・書類の提出先]

〒105-8507 東京都港区芝2-32-1
 長谷工健康保険組合
 (TEL 03-3456-6075)